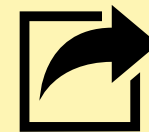




多様なニーズに応じた教育の推進

このトップページに戻るには

『Alt+←』キー

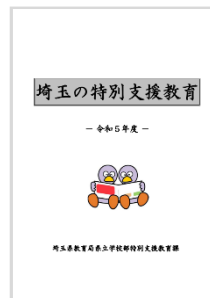


『特別支援教育』について知りたい！

1 「特別支援教育の推進」について

- (1) 特別支援教育の在り方について
- (2) 特別支援教育の充実に向けた10のポイント

【参考資料】

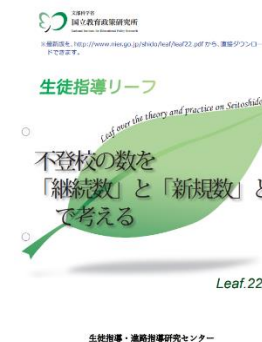


『教育相談』について知りたい！

2 「教育相談活動の推進」について

【文部科学省、国立教育政策研究所】資料

【埼玉県教育委員会】資料



V 多様なニーズに対応した教育の推進

1 特別支援教育の推進

※「[特別支援教育のページ](#)」（東部教育事務所）

(1) 特別支援教育の在り方について

特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。[障害者の権利に関する条約](#)に基づく[インクルーシブ教育システム](#)の理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていく必要がある。

【参考資料】[文部科学省HP「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」](#)

(2) 特別支援教育の充実に向けた10のポイント

- ①早期からの教育相談の実施に向けた連携の推進（幼保小の連携、[サポート手帳](#)の活用等）
- ②通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- ③特別支援学校のセンター的機能を活用した支援体制の整備・充実
- ④特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実
- ⑤特別支援学級及び通級指導教室担当者、通常学級担任の連携の強化
- ⑥全ての教師の特別支援教育に関する専門性の向上
- ⑦全教育活動における特別支援教育の位置付けの明確化
- ⑧[個別の教育支援計画及び個別の指導計画（教育支援プランA・B）](#)の作成及び確実な引き継ぎ
- ⑨[支援籍学習](#)、[交流及び共同学習](#)の推進
- ⑩ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくり

「合理的配慮」とは

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。[「障害者差別解消法・合理的配慮に](#)

[関する参考資料](#)」（埼玉県教育委員会）より

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの12のポイント

- ①教室環境1「場の構造化」
- ②教室環境2「刺激への配慮」
- ③ルールの確立（手順や工程）
- ④生活の見通し ⑤授業の見通し
- ⑥授業の組み立て ⑦板書の工夫
- ⑧集中・注目のさせ方 ⑨指示の出し方
- ⑩参加の促進 ⑪個人差への配慮
- ⑫学級モラルの形成

[埼玉県立総合教育センターHP「小・中・高等学校及び特別支援学校におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践に関する調査研究」](#)より



【参考資料】

- ・「[特別支援学校学習指導要領等](#)」（文部科学省）
- ・「[初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド](#)」（文部科学省）



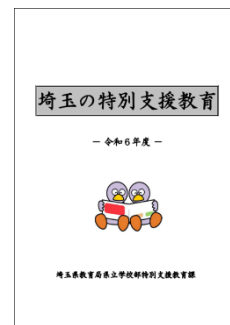
- ・「[彩の国みんなの味方プログラム](#)」（県立総合教育センター）



- ・「[『合理的配慮』実践事例データベース](#)」（国立特別支援教育総合研究所）

【埼玉県教育委員会（特別支援教育課）ホームページ】

- ・「[埼玉県特別支援教育推進計画](#)」（令和7年度～令和9年度）
- ・「[特別支援教育 教育課程編成要領小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編](#)」
- ・「[通級指導の手引き～よりよい通級による指導をめざして～](#)」
- ・「[特別支援教育自立活動はじめての一步](#)」



【埼玉県立総合教育センターホームページ】

- ・「[学びの準備体操](#)」 ・ 「[教材・教具ネット（実践編）](#)」
- ・「[特別支援教育の理解のために](#)」 ・ 「[特別支援学級ハンドブック](#)」及び「[追加資料](#)」
- ・「[特別支援教育における主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導実践に関する調査研究](#)」
- ・「[特別支援教育におけるICT機器の効果的な活用に関する調査研究](#)」

2 教育相談活動の推進

□未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築

事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要である。

□学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

学校内の関係者が情報を共有し、早期から組織として気になる事例を洗い出し、支援・対応策を検討するためのケース会議等を実施することが必要である。

□教育相談コーディネーターの配置・指名

初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築することが必要である。

□教育相談体制の点検・評価

児童生徒及び保護者からの意見聴取等を行い、利用者も含めた教育相談体制の見直しを必要に応じて行うことが重要である。

□活動方針等に関する指針の策定

[SC ガイドライン](#)、[SSW ガイドライン](#)を参考に、「活動方針等に関する指針」を策定又は見直しを行い、教育相談の更なる充実を図る。

【文部科学省、国立教育政策研究所】

- ・ [文部科学省「教育相談」について](#)
- ・ [文部科学省「不登校」について](#)
- ・ [文部科学省「子どものSOSの相談窓口」](#)
- ・ [国立教育政策研究所「生徒指導リーフ 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える」](#)

【埼玉県教育委員会】

- ・ [困ったときの相談窓口](#)
- ・ [いじめ・不登校などに関する相談窓口](#)
- ・ [スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック](#)
- ・ [かけがえのない子供たちを守るための教育長動画メッセージ](#)
- ・ [埼玉県立総合教育センター「教育相談」についてのホームページ](#)